上下水道課よりお知らせ!!

◎はじめに

三重県流域下水道維持管理要項第16条第１項の規定により、流域下水道へ流入する汚水の水質について調査を行ったところ、朝日２－１号接続点で『動植物油脂類』の異常値が計測されました。

◎下水道使用上の注意

下水道には、何でも流せるわけではありません。使用される一人ひとりが正しく使用し、施設の保全に努めましょう！！

下水道使用上の注意

❶台所では・・・

野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などの食用廃油を流さないでください。

※使い終わった油の処理は…

1. 新聞紙などを使って油を吸収させ、燃えるごみとして出す。
2. 油を固める製品を使い、燃えるごみとして出す。
3. 食器などについた油は、ちり紙などでふき取って洗いましょう。

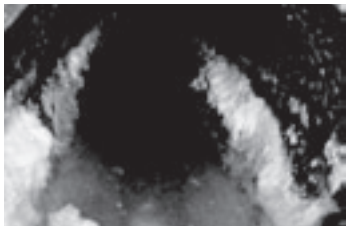

▲固まった油が下水道管に付着

❷水洗トイレでは・・・

トイレットペーパー以外の「水に溶けない紙」や、モップやスポンジなどの清掃用具、紙おむつや、衛生用品などを流さないでください。

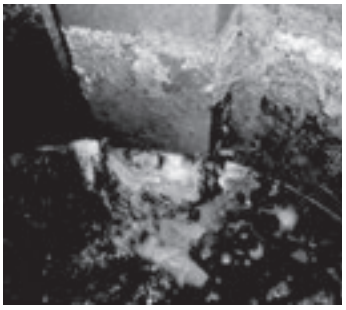

▲紙おむつ等によって詰まった下水道管

❸洗濯やお風呂では・・・

合成洗剤に含まれているリンは、下水道処理場でも取り除くことが困難です。無リン洗剤の使用をお願いします。また、衣類なども流れないように気をつけてください。

お風呂では、排水口の髪の毛や糸くずなどは、こまめに取り除いてください。また、タオル、清掃用具なども流れないように気をつけてください。

❹その他には・・・

雨水を放流することはできません。

ガソリン、シンナー、劇物などの危険物は絶対に流さないでください。下水道管内で爆発を起こす原因になります。

問い合わせ先　上下水道課　TEL 377－3334